

登別市立図書館移転推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 登別市立図書館の移転の推進を図るため登別市立図書館移転推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登別市立図書館移転の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の移転に関し教育長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11名以内で組織する。

2 委員は、図書館等に関する専門的な知見を有する者及び次に掲げる団体に所属する者で当該団体から推薦を受けた者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 登別市文化協会
- (2) 登別市連合町内会
- (3) 登別市校長会
- (4) 登別市幼稚園協会
- (5) 登別市PTA連合会
- (6) 登別市障がい者福祉団体連絡協議会
- (7) 登別市中央地区まちづくり協議会
- (8) 共同組合登別中央ショッピングセンターアーニス
- (9) 登別市図書館協議会

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和11年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、書面にて会議を開催することができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、登別市立図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。